

令和5年度 第1回岡崎市いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和5年6月9日（金） 午後2時～午後3時20分
- 2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2
- 3 出席委員 矢田 雅彦、板倉 眞介、金原 孝典、宇都木靖弘、金田百合子
田島 恵美、三浦 敦子、磯谷 隆文、本多 泰裕、増野 隆
武藤 憲

欠席委員 水野 恒俊（菅沼 辰全：代理出席）

傍聴者 なし

4 次 第

（1）開会のことば

（2）会長・副会長の選出

会 長：矢田 雅彦（岡崎市現職研修委員会 生徒指導部会 部長）

副会長：板倉 眞介（岡崎市現職研修委員会 生徒指導部会 部長）

（3）会長挨拶

矢田 雅彦 会長

（4）協議ならびに連絡事項

① 岡崎市におけるいじめの実態について【増野委員】

- ・昨年度のいじめ認知の延べ件数は、全国的な傾向とも重なり、高い水準にある。
- ・数値増加については、問題と捉えているが、一方で、平成25年のいじめ防止対策推進法施行以来、「いじめはどの学校、学級、どの子にも起こりうる」「軽微な事案であっても、子供や保護者からの訴えがあればいじめと捉える」との認識が浸透してきた結果でもあると捉えている。
- ・昨年度、全ての学校においていじめ事案を認知した。その多くは、年間で5回以上実施している生活アンケートへの子供の記述や子供の異変を感じとった教員による聞き取りから認知をしたものである。中には、保護者からの訴えや関係機関・地域の方々からの通報や連絡から認知につながったものもある。
- ・いじめの態様として、ネットに関するトラブルが増加傾向にある。各学校では、情報モラル教育を実施したり、保護者等を対象にした情報モラル講座を開催し

て対応したりしている。今後も情報モラル教育のより一層の強化をしていくとともに、保護者や関係機関と連携していくことが大切であると考えている。

② 岡崎市のいじめ防止等のための取組について【増野委員】

- ・平成28年6月に「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が策定されたことを受け、平成29年6月より教育委員会学校指導課の所管とする「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げた。
- ・いじめ防止等のための対策の推進についての調査審議をする機関として、教育委員会教育政策課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策委員会」がある。
- ・いじめ重大事態と認める問題があった場合、市長に報告し、教育委員会または学校主体による調査を行う。教育委員会が主体となって調査を行う場合、「岡崎市いじめ問題対策委員会」が調査を行う。調査後、市長が再調査の必要があると判断した場合は、こども部家庭児童課が所管する「岡崎市いじめ問題再調査委員会」で再調査が行われる。
- ・例年、各学校に4月の定例校長会議で「学校いじめ防止基本方針」の作成と教育委員会への提出を依頼している。保護者への啓発、校内研修、PDCAサイクルによる検証等を盛り込んだ、いじめ防止にかかる年間計画の作成、スクールカウンセラーのいじめ対策委員会構成員としての位置づけ等、いじめ防止において学校が組織的に取り組むよう依頼している。
- ・令和3年1月、いじめ防止に向けた土台の再構築を図るとともに、教育委員会及び学校体制を強化するために、いじめ防止に向けた10の取組、「STOP the いじめ アクションプラン」を策定した。
- ・令和4年度の対策事業の結果として、「STOP the いじめ アクションプラン」の取組状況を分析した。いじめ防止に向けた土台の再構築をねらいとした「アクション1」については、95%を超える研修受講者からの肯定的なアンケート回答から、いじめの定義や重大事態の捉え、その対応などの理解を図ることができたと考えている。
- ・教育委員会の体制強化をねらいとした「アクション2」から「アクション4」については、概ね高い成果を挙げることができたと考えているが、学校の初期対応の遅れにより事態が悪化したケースがあったことから、教育委員会内に常設している「いじめ対応支援チーム」をより迅速に学校に派遣し、問題に対応することができるよう、速やかな報告を学校に依頼すること、学校訪問を増やし教育委員会がアンテナを高くして情報を得ていくことの必要性を感じている。
- ・学校の体制強化をねらいとした「アクション5」から「アクション9」については、設定した3つの評価指針全てを満たしていると回答した学校が半数を超えているものが「アクション6」と「アクション7」の2項目にとどまっていることから、改善への取組の必要性を感じている。とりわけ、「アクション8」

の「道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進」については、約30%の学校が評価指針の該当項目が1つ以下となっているため、さらに活動を推進していかななくてはならないと捉えている。

- ・令和5年度の取組としては、4月に行われた定例校長会議において、各学校に対し、アクションプランの5から9までの確実な実施を依頼するとともに、いじめ対策委員会の強化や未然防止につながる道徳教育の推進、児童生徒が主体となった自治的活動の推進について、重点項目として提示した。今後も、子供の居場所づくり、絆づくりに重点を置き、地域や専門機関と連携を図り、いじめや長期欠席の未然防止や初期対応の充実につながる取組に力を入れていく。

③ 生徒指導主事会、生徒指導主任会について【武藤委員】

- ・月に1回の生徒指導主事会を行うとともに、学期に1回の生徒指導主任会を開催し、市内の小中学校における生徒指導に関わる問題の対応について、情報共有に努めている。
- ・生徒指導主事会においては、SNSトラブルや家出、自傷行為など、家庭内における様々な問題についての報告が中心である。
- ・子供の間で発生しているSNSトラブルについては、岡崎警察署と連携を図りながら、適切な対応や未然防止の方法について検討している。
- ・学校内におけるいじめ問題の取組については、各学校が掲げる「いじめ防止基本方針」の中に、昨年度の反省をふまえた手立てを加えていくことを呼びかけ、更なる未然防止の取組に努めている。
- ・今年度も2学期の生徒指導主任会において、「児童虐待における未然防止」のテーマをもとに、西三河福祉センターと連携して児童虐待の未然防止や早期発見、また発見後の支援の在り方についての研修を実施していく。今後も更に校内における心配な児童生徒の早期発見と支援について、意識を高めていきたい。
- ・各学校で起こる自傷行為やいのちに関わる問題行動に関する対応については、子供にSOSの出し方について適切に伝えるとともに、今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター、子供・若者総合相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な関係機関と連携を図りながら、心の問題を抱えている子供の支援に努めていきたい。

④ 岡崎市こども部 家庭児童課の取組について【磯谷委員】

- ・児童福祉法の法律に基づき、子育ての相談に応じたり、各種子育て支援サービスを提供したりしている。虐待通告があった場合に、必要な対応を行うなどの取組を行っている。
- ・国が全国の自治体に努力義務で設置している子供家庭総合支援拠点を岡崎市では令和3年度から拠点の機能を家庭児童課に設置している。社会福祉士や児童臨床心理士、保健士などの各種専門職を配置して業務に当たっている。
- ・いじめの重大事態があり、市長が再調査の必要があると判断した場合、「岡崎市いじめ問題再調査委員会」を設置し、運営・業務を行うこととなっている。

- ・令和4年の相談件数は1167件あり、前年度1056件から1割程増加している。このうち、いじめに関する相談はなく、虐待についての相談が664件あり、前年度の571件から増加している。学校からの通告が109件あり、内訳としては最も多い。

⑤ 岡崎市教育研究所での対応について【三浦委員】

- ・電話相談の対応をしている。
- ・昨年度、いじめに関して深刻だと考えられる相談の案件はなかった。
- ・主に不登校を抱える保護者の相談や生徒から人間関係についての悩みの相談があった。
- ・今後もいじめに関して、緊急を要する事案だと判断した場合は、教育委員会を通して十分な配慮をしながら、学校へと情報を伝えていき、慎重な対応を図っていけるように連携していく。

⑥ 西三河福祉相談センター児童育成課の取組について【金田委員】

- ・児童虐待の件数については、昨年は900件を超えており、年々右肩上がりに対応している。その中で、岡崎市での虐待件数は660件となっている。
- ・昨年度からヤングケアラーの支援についても取組を始めている。今年度も県の福祉局などが中心となって研修を行う予定である。
- ・SNS相談も昨年度途中から始めている。メールは相談しやすい方法だが、情報が浸透していないためか相談件数は少ない。
- ・子供の意見を伝えたり、代弁したりする「意見表明支援員」が県の取組で設置され、保護所に入る子供の意見を細目に聴き取るための手立ての一つとして強化され、支援に当たっている。
- ・今年度から、自立支援コーディネーターを西三河にも配置している。18歳を超えて、施設や里親から自立した青年や中学校を卒業した後、自立を要する青年が相談できる機関として設置されている。

⑦ 法務局の取組について【田島委員】

- ・3つの業務があり、人権啓発、人権相談、人権侵害の疑いがあれば、人権侵犯事件として調査、救済の活動をしている。
- ・子供の人権啓発の活動として、人権教室を行っている。また、花を育てることで協力や感謝の心を学ぶ、人権の花運動を行っている。令和4年度の作文コンテストについては12455作品の応募の中から南中学校の生徒の作品が愛知県において最優秀賞に選ばれた。
- ・人権相談として電話（子供の人権110番）、インターネットによる相談（子供の人権SOS Eメール・LINE）、手紙（子供の人権SOS ミニレター）で相談対応している。
- ・手紙については、人権擁護委員が返信を書き対応している。全国8710通のうち、いじめは2125件であった。
- ・人権侵犯事件についての調査結果では、人権侵害が疑われるような事案が全国

で7859件、子供に関して救済を行ったものが306件、学校のいじめに関するものが1047件あった。

- ・子供の出生届が適切に行われず、無戸籍のままになっている子供について相談業務や戸籍をつくるための手続きを支援している。将来的に、子供のいじめ問題につながる恐れもあるため、こうした子供の存在が発覚した場合には、今後法務局に相談してほしい。

⑧ 人権擁護委員協議会の取組について【金原委員】

- ・岡崎市内20名、幸田町内で6名、計26名で活動している。
- ・ここ3年間における人権啓発活動の回数は、45会場で参加人数が322名となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、活動参加者は半減している。
- ・今年度は5月に行われたファミリーフェスタで約300組の家族に対して啓発活動を行った。また、7月のシーホース三河のバスケットボールのイベントで人権啓発活動を行う予定である。
- ・今後、タブレット端末から人権相談のできるリンク先にアクセスできる整備を行い、いじめに悩む子供を支援できる体制をつくれるようにしていきたいと考えている。

⑨ 西三河教育事務所 家庭教育コーディネーターの取組について【本多委員】

- ・家庭訪問をして子供の相談に乗ったり、保護者の指導を行ったりする形で、家庭教育相談活動の取組を行っている。
- ・現在は、小学生で4名、中学生で3名の児童生徒について、学校と情報共有しながら教育支援を行っている。
- ・7名の児童生徒については、長期欠席における対応として支援しており、いじめに関する情報や相談等はあがってきていない。今後もいじめに関する相談や内容があげられた場合は各機関と連携を取り、慎重に対応していきたい。
- ・いじめや不登校の未然防止や早期発見の観点から、家庭の中に子供の居場所があるか、子供がどれだけ親から承認されているか、という点で各家庭を支援することが重要であると考えている。
- ・子供の普段の様子を知ることで子供の変化に気付くことができる。そのため、常日頃から子供に寄り添い子供理解に努めることを心がけていくよう、保護者に呼び掛けていきたい。

⑩ 岡崎警察署の取組について【水野委員（代理：菅沼）】

- ・警察のいじめ事案の対応については、教育現場における対応を尊重しつつ、犯罪行為がある場合には、被害児童生徒及び保護者の意向をふまえながら警察として必要な措置を取らなければならないと考えている。特に被害児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる事案やその疑いがある事案については、捜査を推進し、検挙等の措置を積極的に講じる必要があるとされている。
- ・警察ができる主な取組としては、犯罪行為に該当するものを事件化することで

ある。それとともに、いじめ被害者に対するサポートがある。サポートについては、愛知県警察本部少年課の少年サポートセンターと連携して、スポーツ活動、農作業体験等の様々な活動を通じて、被害少年の立ち直り支援を行っている。

- ・スクールサポーターがSNS情報モラル教室、非行防止教室を実施している。
- ・事件化となれば学校からの聴き取りが必要となることもある。立ち直り支援についても学校、地域、保護者の理解なしに行うことはできない。今後も各機関との連携を図っていくとともに、活動へのご理解とご協力をお願いしたい。

(5) 意見交換

[板倉副会長より質問]

- ・ヤングケアラーの対応についての質問で、虐待の疑いがある場合、学校は通告を行う義務があるが、ネグレクトとヤングケアラーとの線引きが分かりにくいいため、どのように判断すべきかについて教えてほしい。

[金田委員の回答]

- ・実際、ヤングケアラーの通告を児童相談所が受け、対応することはなかなか難しい。どういった理由でその子供が家庭内で、その役割を担っているのかということが見取りにくいいためである。家の手伝いをさせられることで学校に行けない教育ネグレクトや、友達と遊びに行くことができない成長に関するネグレクトの相談が入ってきている印象がある。昨年度、学校と保健所、地域の里親さんと協力してアルコール依存症に悩む母親の家庭を支援した。その際は、どんなふうに母親の治療を支え、母親の家事を減らしていけるかについて、学校、病院、保健所と連携して協議し、家庭のサポートを図りながら子供を家庭に帰すことができた。このように、児童相談所が把握する形としてはネグレクトが窓口になる場合が多い。ネグレクトの中に色々な問題が隠れているため、ヤングケアラーとの境界の判断は難しいと感じる。ただ、相談していただくことで、どのような支援や対応ができるかということに関係機関と連携し協議することができるため、困っている子供の問題解決の糸口になると考えている。

[矢田会長より質問]

- ・特性をもつ子供同士で、「言った、言わない」「やった、やられた」など、双方の意見が合わずトラブルとなることがある。こうした案件について保護者が各機関に相談を寄せた場合、家庭や学校へのアプローチとしてどんな支援の方法を提案できるか。
- ・落ち着きのない子供が級友に手を出してしまうことがある。被害を受けた子供の保護者から、「子供の特性について理解はできるが、手を出されてしまうと我慢はできない」との相談を受けている。学校も、さまざまな形で家庭と協力をしながら手だてを講じているが、それぞれの関係機関にこのような相談があっ

たとしたら、どのような支援の方法を提案されるか。

〔金田委員の回答〕

- ・特性のある子供をもつ家庭からの相談は、たくさんある。「家庭が子供とのかかわりに悩んでいたら」「子供自身が自分の衝動性が抑えられないことに対して悩んでいたら」と考えると、まずは「その特性について知ろう」という思いで支援を行っていくことが大切である。かかりつけの病院があり心理検査等を受けているのであれば、その特徴をいかしてどんな対応をしたらよいかについて、家庭や保護者に伝えている。また、どこにもかかっていない場合については、性格行動の相談として対応し、支援に取り組んでいる。もし必要であれば、受診して薬を服用することでこの子を落ち着かせることもできるかもしれない等の相談支援を行っている。子供が辛い思いをしないよう、その子に応じた相談活動を行っている。

〔水野委員（代理：菅沼）の回答〕

- ・警察にもこうした相談が入ってくることはある。具体的に、叩いた蹴ったなどの行為があれば、相談の対象となる。また、その場合には、保護者に来てもらい対話をする。その中で、子供の特性や病院にかかっているか等についても聴取し、子供の状況把握に努める。しかし、警察としては事件の対応が主になってくることが多いため、子供の特性への対応や相談については、児童相談所や保健所と相談しながら支援を行っている。警察としての主な対応は、保護者への支援と指導を行うこと。また、少年サポートセンターと連携を図り、本人への心理的支援や継続保護というような形での支援である。保護者や本人の気持ちが一番大切だと考えているため、このような事案については、電話相談でなく、直接警察で相談させていただくのが望ましい。したがって、何か困ったことがあれば、まずは警察を頼って相談してほしい。

（6）諸連絡

- ・第2回いじめ問題対策連絡協議会の開催について
令和6年1月16日（火）15：30より
岡崎市総合学習センター 研修室2にて

（7）副会長挨拶

板倉 眞介 副会長